

令和 7 年 9 月 1 日

鶴見区福祉保健活動拠点

利用団体 各位

福祉保健活動拠点の夜間・日祝日の利用方法の変更について(報告)

1 趣 旨

横浜市では **2050** 年の脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス排出量・エネルギー消費量を削減し、温暖化対策を推進しています。

この方針に基づき、**18** 区福祉保健活動拠点において、全室に利用予約のない夜間や日祝日の利用方法が変更になります。

2 変更の概要

(1)利用予約の期限

変更前:使用する日の3日前まで

変更後:夜間及び日祝日の利用のみ、利用希望日の前月上旬に利用予約を締切
(締切日未定)

(2)利用予約がない場合の閉館

全室に利用予約のない「平日・土曜日の夜間(17～21 時)」及び「日曜日・祝日(9～17 時)」に閉館することができます。

3 適用時期

令和8年4月利用分から